【平成19年度】

県では、青森・岩手県境に不法投棄された産業廃棄物及びそれらの撤去や建設工事等に伴う周辺の生活環境への影響を把握するため、水質・大気質等について環境モニタリングを実施しています。

平成19年度の環境モニタリング計画は以下のとおりですが、調査結果や撤去の進捗状況等に応じて、調査地点や調査項目等を適宜見直すことがあります。

1 水質モニタリング計画

- (1)平成18年度計画との変更点
 - ①調査地点について

アー16(放流支川上流)は、浸出水処理施設の放流水が沢水と合流した直後の水質の監視を目的として設定された調査地点ですが、沢水が涸れることにより欠測が多く、平成17年度は12回中5回、平成18年度は12回中9回が欠測となりました。

このような状況では、年間を通して継続的に水質の状況を把握することができないこと、また、今後沢水が回復する可能性は低いことから、アー16における調査継続の必要性について検討しました。

その結果、浸出水処理施設では基本的に水質モニタリングと同日に放流水の水質分析を行っていること、アー16の下流にあるアー17(放流支川下流)でもモニタリングを実施していること、また、アー16からアー17までの間には水質汚濁の発生源等はないことから、アー16を廃止しても十分に放流支川のモニタリング効果は得られると考えられたため、アー16は平成18年度で廃止することとしました。

Ī	調査地点	変 更 内 容
Ŀ	Day Tr. C. VIII	2 2 11 u
L	アー16(放流支川上流)	沢水が涸れることにより、欠測が多いため

②調査回数について

鉛直遮水壁本体が完成したことにより、基本的に不法投棄現場からの汚染の拡散はなくなると考えられますが、平成19年度からは本格撤去を開始し、地中廃棄物の掘削作業等が行われることから、基本的に平成18年度と同じ回数で調査を行うこととします。

ただし、岩手県が県境部分に設置する汚染拡散防止工の直近に位置する調査地点(アー26~29(県境2~5))については、地下水位の低下等遮水効果が確認され、岩手県側からの流入がなくなったと判断された場合、調査回数の減少又は廃止を検討することとします。

また、その他の調査地点についても、調査結果等に応じて、適宜調査回数等を見直しすることとします。

- (2) 平成19年度モニタリング計画
 - ①調査地点

別図1及び別図2のとおり

②調査回数及び調査項目

別表(平成19年度水質モニタリング計画)のとおり

2 大気汚染物質モニタリング計画(変更なし)

調 査 地 点※	調査回数	調査項目
上郷地区(A-2)	4回/年	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、
	(各回連続1週間)	風向、風速、気温、湿度

[※]調査地点は別図3のとおり

3 有害大気汚染物質モニタリング計画(変更なし)

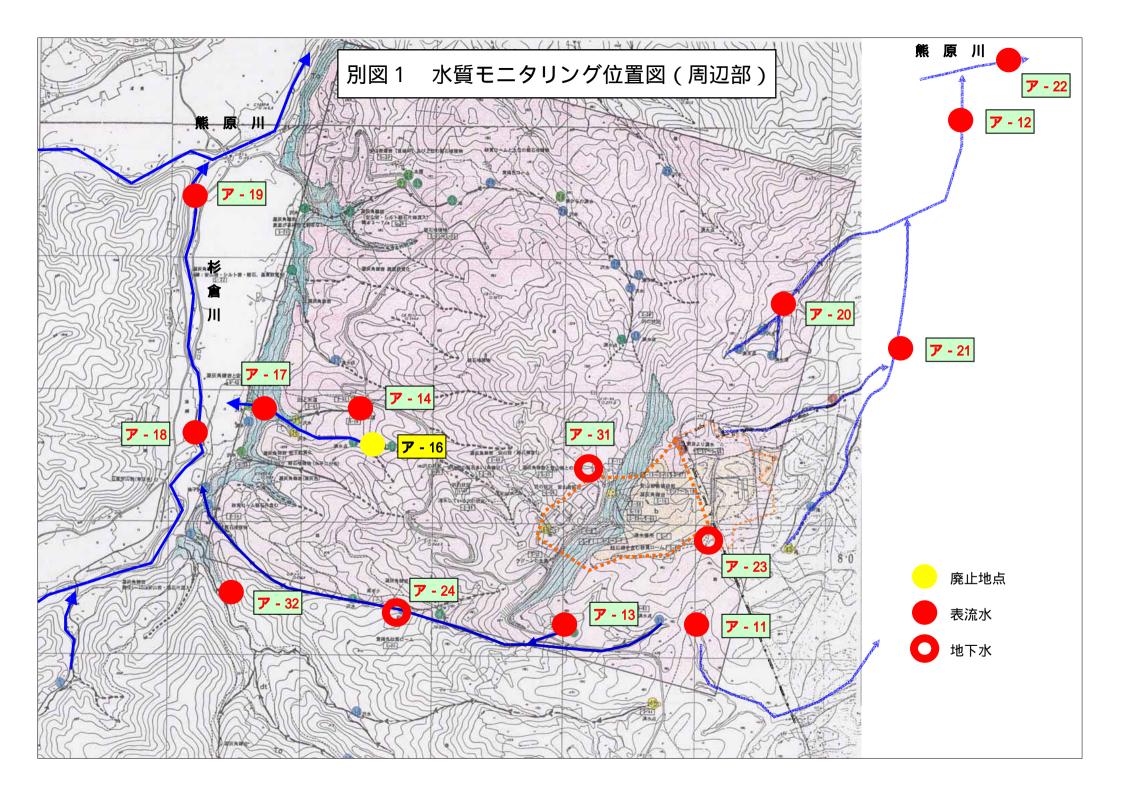
調 査 地 点※	調査回数	調査項目
県境境界(A-1a)		ベンゼン、トリクロロエチレン、
県境南側(A-1b)		テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン
県境西側(A-1c)		

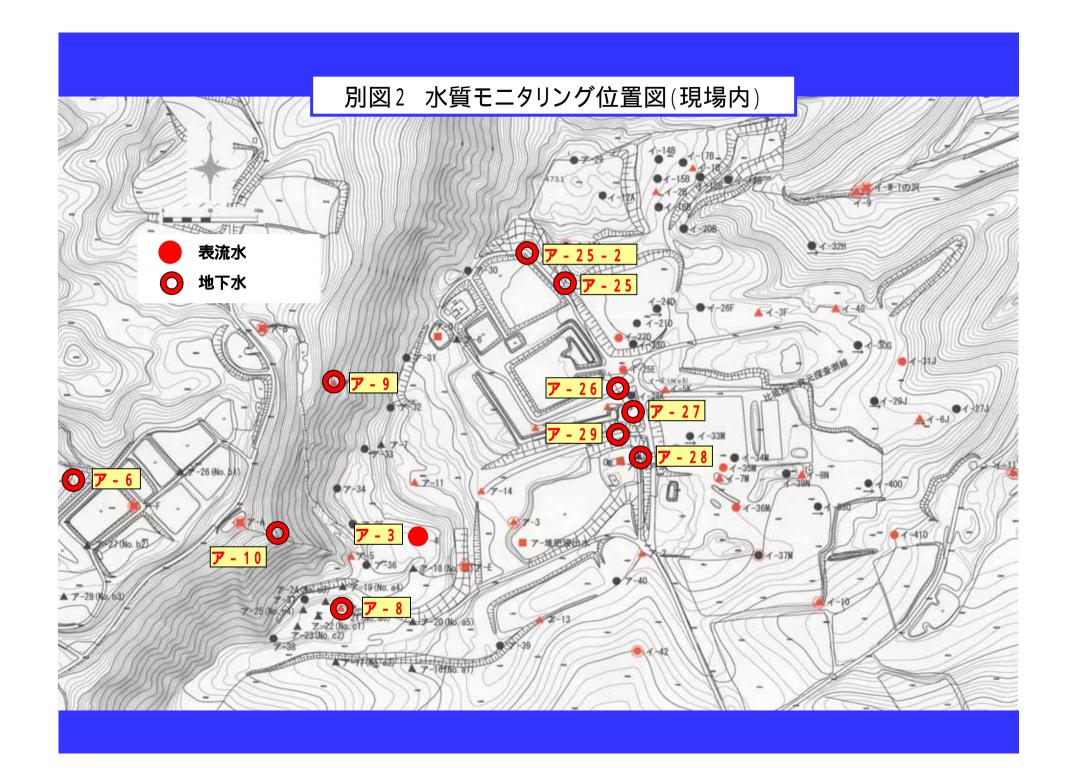
[※]調査地点は別図3のとおり

4 騒音振動モニタリング計画(変更なし)

調 査 地 点※	調査回数	調査項目	
上郷地区(A-2)		騒音音圧レベル	
関地区(A-3)	4回/年	振動加速度レベル(鉛直方向)	
田子地区(A-4)		自動車交通量	

[※]調査地点は別図4のとおり





平成19年度 水質モニタリング計画表

Y	t	
取 取 の の 室 ミ 鉛 ろ 水 C 化 の ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ カ メ ス ベ ン ス の の で で か C 化 ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ	t	
取 取		
取 取		
取	、 ン	
測定地点名		
- 】		備考
	/ レ 性 っ う	
- 【		
$oxed{1} oxed{1} $		
$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	$egin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	
$ \hspace{.1cm} $		
<u> </u>	ブン ン 素 素 素 素	
1 水質 E 堰堤ヒューム管(ア - 3) 表流水 4 4 4 4 4 2 2 4 4 2 2	2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
2 ラグーン脇No.8井戸(ア-6) 地下水 12 2 2 6 6 6 2 2 2 6 6	2 6 2 2 2 12 2 2 2 2 12 12	
3 堰堤下流南側No.12井戸(ア-8) 地下水 4 2 2 4 4 4 2 2	2 4 2 2 2 2 4 2 2 2 4 4	
4 場内西側斜面No.15井戸(ア‐9) 地下水 12 2 2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	2 12 4 4 4 4 12 4 4 4 4 12 12	
場 5 中央谷下流斜面(ア - 10) 地下水 12 2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	2 12 4 4 4 4 12 4 4 4 12 12	
内 6 県境 - 1 (ア - 25) 地下水 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6 6 6 6	
「7 県境 - 2 (ア - 26) 地下水 4	4 4 4 4 4	
8 県境 - 3 (ア - 27) 地下水 4 4 4	4 4 4 4 4	
9 県境 - 4 (ア - 28) 地下水 4	4 4 4 4 4	
10 県境 - 5 (ア - 29) 地下水 4 リードル 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4	
11 県境 - 6 (ア - 25 - 2) 地下水 6	6 6 6 6	
12 水質 D ため池(ア - 11) 表流水 12 4 4 4 4 4 2 2 6 6 6 2 2 4 6 6 6 4 6 6 4 4 4	2 6 4 4 4 4 12 2 2 4 2 12 12	
13 水質 境沢末端 (飯豊集落) (ア - 12) 表流水 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 4 4	
14 水質 湧水・牧草地(ア-13) 表流水 12 4 4 4 4 4 2 2 6 6 6 6 6 6 4 6 6 4 4 6 6 4 4 2 2 2	2 6 4 4 4 4 12 2 2 4 2 12 12	
15 水質 湧水・遠瀬水源(休止中)(ア・14) 表流水 12 4 4 4 4 2 2 6 6 2 2 4 6 6 6 4 6 6 4 4 4	2 6 4 4 4 4 12 2 2 4 2 12 12	
16 放流支川下流(ア - 17) 表流水 12 4 4 4 4 4 2 2 12 1	2 12 4 4 4 4 12 2 2 4 2 12 12	
17 杉倉川上流(BG)(ア-18) 表流水 4 1 1 1 1 1 1 4 4 1 1	4 1 1 1 1 4 1 1 1 4 4	
周 18 杉倉川下流(ア・19) 表流水 4 1 1 1 1 1 1 4 4 4 1 1 4 4 4 1 1 1 1	4 1 1 1 1 4 1 1 1 4 4	
辺 19 境沢中流(ア - 20) 表流水 12 4 4 4 4 4 2 2 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	2 6 4 4 4 4 12 4 4 4 12 12	
20 境沢県境(ア - 21) 表流水 12 4 4 4 4 4 2 2 6 6 6 2 2 6 6 6 6 6 6 6	2 6 4 4 4 4 12 4 4 4 12 12	
21 熊原川(飯豊橋)(ア-22) 表流水 12 4 4 4 4 4 2 2 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	2 6 4 4 4 4 12 4 4 4 12 12	
22 南側県境地下水(ア-23) 地下水 12 2 2 12 12 12 12 2 2 12 12 12 12 12 1	2 12 4 4 4 4 12 2 2 4 2 12 12	
23 南側牧草地下流地下水(ア-24) 地下水 4 2 2 4 4 4 4 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 2 2 2 4 5 4 5	2 4 4 4 4 4 4 2 2 4 2 4 4	
24 ラグーン上流西地下水(ア-31) 地下水 12 2 2 6 6 6 6 2 2 4 6 6 6 4 6 6 4 4 4 2 2	2 6 4 4 4 4 12 2 2 4 2 12 12	
25 新水道水源(ア-32) 表流水 3 1 1 1 1 1 1 3 3 3 1 1 3 3 1 1 1 1 1	3 1 1 1 3 1 1 1 3 3	水道項目1回/年

表中の数字は調査回数。鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)については、通常の分析で検出された場合のみ、メンプランフィルター(孔径0.45μm)でろ過した後のろ液について分析を実施。

ア - 25~25-2 (No.6~11) の地下水位及び電気伝導率は常時監視。ア - 22 (No.21) のダイオキシン類については、八戸圏域水道企業団が実施。

ア - 32 (No.25) については、水道水質基準50項目のうち、消毒副生成物に係る10項目及び味を除く39項目について、1回/年の調査を実施。

